には、イ及びウの場合を除き、交付申請者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者（国外転出者にあっては、戸籍の附票に記録されている者。以下同じ。ただし、第４の１の⑵のカの（ア）を除く。）であること及び既に個人番号カードの交付を受けたことがある交付申請者にあっては、個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあること又は回収されていることを確認すること。

［イ・ウ　略］

エ　機構は、個人番号カードの作成に際しては、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、交付申請者（特定在留カード等交付申請をした者（以下「特定在留カード等交付申請者」という。）を含む。）の住民票コードを個人番号カードの基本利用領域に、券面事項確認情報を券面事項確認利用領域に、券面事項入力補助情報（券面に記載した氏名、氏名の振り仮名、旧氏、旧氏の振り仮名、通称、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報（国外転出者向け個人番号カードにあっては、券面に記載した氏名、氏名の振り仮名、国外転出者である旨、国外転出届に記載された転出の予定年月日、生年月日、性別及び個人番号に関する情報）をいう。以下同じ。）及び署名券面情報（機構により電子署名（法第２条第８項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）が行われた券面事項入力補助情報に係る情報をいう。）を券面事項入力補助利用領域に、公的個人認証サービス情報（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号、個人番号カード用署名用電子証明書並びに個人番号カード用署名用電子証明書に係る暗証番号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）に係る利用者証明利用者符号（公的個人認証法第２条第５項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号（同項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）、個人番号カード利用利用者証明用電子証明書並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号をいう。第８の２の⑵において同じ。）を公的個人認証サービス利用領域に、それぞれ記録し、券面記載事項を印刷するとともに、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム又は附票管理システム相互間の認証を行うための情報を個人番号カードに設定し、アクセス権限の制御を行うこと。

［オ～キ　略］

ク　機構は、特定在留カード等交付申請者又はその法定代理人若しくは任意代理人（これらの者からの依頼により当該申請又は当該申請に係る手続をする者を含む。）に暗証番号の届出をさせ、その設定を行うことにより個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションを利用可能な状態にすること。

ケ　カからクまでの暗証番号の設定に際しては、暗証番号を設定する者以外の者が暗証番号を知ることができないような措置を講ずること。

⑶　個人番号カードの作成

個人番号カードの作成（交付申請書等の受付等、個人番号カード交付通知書の作成及び法第18条の５第２項に規定する措置を含む。以下⑶において同じ。）に当たって、住所地市町村長及び機構等は、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

［ア～エ　略］

第４の１の⑵のカの（ア）を除く。）であること及び既に個人番号カードの交付を受けたことがある交付申請者にあっては、個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあること又は回収されていることを確認すること。

［イ・ウ　同上］

エ　機構は、個人番号カードの作成に際しては、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、交付申請者の住民票コードを個人番号カードの基本利用領域に、券面事項確認情報を券面事項確認利用領域に、券面事項入力補助情報（券面に記載した氏名、氏名の振り仮名、旧氏、旧氏の振り仮名、通称、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報（国外転出者向け個人番号カードにあっては、券面に記載した氏名、氏名の振り仮名、国外転出者である旨、国外転出届に記載された転出の予定年月日、生年月日、性別及び個人番号に関する情報）をいう。以下同じ。）及び署名券面情報（機構により電子署名（法第２条第８項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）が行われた券面事項入力補助情報に係る情報をいう。）を券面事項入力補助利用領域に、公的個人認証サービス情報（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号、個人番号カード用署名用電子証明書並びに個人番号カード用署名用電子証明書に係る暗証番号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）に係る利用者証明利用者符号（公的個人認証法第２条第５項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号（同項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）、個人番号カード利用利用者証明用電子証明書並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号をいう。第８の２の⑵において同じ。）を公的個人認証サービス利用領域に、それぞれ記録し、券面記載事項を印刷するとともに、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム又は附票管理システム相互間の認証を行うための情報を個人番号カードに設定し、アクセス権限の制御を行うこと。

［オ～キ　同上］

［新設］

ク　カ及びキの暗証番号の設定に際しては、暗証番号を設定する者以外の者が暗証番号を知ることができないような措置を講ずること。

⑶　個人番号カードの作成

個人番号カードの作成（交付申請書等の受付等及び個人番号カード交付通知書の作成を含む。以下⑶において同じ。）に当たって、住所地市町村長及び機構等は、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

［ア～エ　同上］